



第4号様式

流企第696号

令和8年3月25日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和8年2月19日付け、流監第144号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和8年2月19日・流監第144号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総合政策部企画政策課	指摘	契約書作成を省略できる場合においても、契約の適正な履行を確保するため、規則第145条第2項の規定により、請書その他これに準ずる書類を徴さなければならないと規定されているが、請書等を徴さずに事業が実施されている事案があった。規則に基づく適正な契約事務の執行を求める。	財務規則の該当部分及び流山市契約事務取扱要領の課内回覧を行い周知徹底を図りました。 今後は、当該要領に基づき複数人での確認を徹底し、適正な事務執行に努めます。
総合政策部企画政策課	意見	前渡資金整理簿等が未作成（パソコンによる管理等含む）、または記載に誤りや漏れがあった。公金に関する帳簿であることを再認識し、規則に定められた前渡資金整理簿の作成及び記載を徹底し、厳正に管理されたい。	記載がされていない事案については、直ちに記載し、そのほかの漏れがないかについても確認しました。 適正な公金管理の徹底を図るため、改めて公金等適正管理マニュアルを職員に周知しました。 今後は、伝票起票時に前渡資金整理簿を添付し、担当者及び各決裁権者ともに前渡資金整理簿へ記載することを確認し、記載漏れがないように徹底して管理します。
総合政策部企画政策課	意見	切手等受払簿が未作成、または記載に誤りや漏れがあったため、現物の保有数量と台帳の整合性の確認がとれない事案が見受けられた。郵便切手等は換金性が高く、不正使用や盗難等の危険性もあることから、適正な管理が行われるよう対策を講じられたい。	記載がされていない事案については、直ちに記載し、現物の保有数と整合を図りました。 改めて公金等適正管理マニュアルを職員に周知しました。 今後の切手の使用や購入の際は、複数人での確認を徹底し、記載漏れがないように徹底して管理します。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。